

大福幼第72号-延268事
令和4年5月20日

臨時休園中の保育関連施設に
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

大津市長 佐藤 健司
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染者の発生に伴う臨時休園期間の延長について

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

本市の保育関連施設の関係者に、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたことを受け、感染拡大を防止する観点から、令和4年5月17日（火）以降におきましては、本市からの要請により当保育関連施設は全部又は一部での臨時休園中でございます。

事業者の皆さまにおかれましては、臨時休園の趣旨をご理解いただき、当保育関連施設の休園対象となるクラス等に在籍し登園できない児童の保護者の勤務について、ご家庭での保育が可能となるよう、特段のご配慮をお願いしておりましたが、感染状況確認作業の進捗等を踏まえまして、臨時休園期間の延長を要請いたしましたので、ご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

臨時休園期間の変更

【変更前】 令和4年5月17日（火）から5日間

【変更後】 令和4年5月17日（火）から令和4年5月23日（月）まで

※状況により臨時休園期間を再度延長または短縮する場合は、そのことが確定した時点で、改めて通知いたします。